

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 市町村民税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 納税義務者</p> <p style="text-align: center;">第 1 個人 個人の納税義務者</p> <p>1 法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号の配偶者及び<u>同項第 9 号</u>の親族とは、民法の規定するところに従い、配偶者並びに 6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいうものであり、いわゆる内縁の配偶者はこれに含まれないものであること。</p> <p>また、法第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号の夫、離婚及び婚姻並びに同項第 1 2 号の妻、離婚及び婚姻とはそれぞれ民法の規定するところによるものであること。</p> <p>ただし、当分の間、法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号の規定による非課税の範囲を認定する場合において寡婦であるかどうかの判定に当たっては、その者が太平洋戦争終結前に元の陸海軍に属していた者（戦死若しくは戦病死した者又は引き続いて生死が明らかでない者に限る。）と死亡当時又は太平洋戦争終結当時内縁関係にあった場合は、寡婦として取り扱うものとする。こと。（法 2 9 2 ① VII・<u>IX</u>・XI・XII・2 9 5 ① II）</p> <p>2 法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号又は<u>第 9 号</u>に掲げる<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族の認定に当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1）課税の特例の対象となる肉用牛の売却による事業所得を有する者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族に該当するかどうかの判定は、当該所得と他の所得との合計額について行うものであること。（法附則 6 ④・⑤）</p> <p>（2）法第 2 9 2 条第 1 項第 9 号に規定する「里親に委託された児童」は、扶養親族に該当するかどうかを判定すべき時の現況において<u>原則として</u>年齢が 1 8 歳未満の者に限られるものであること。（法 <u>2 9 2 ① IX</u>）</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 市町村民税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 納税義務者</p> <p style="text-align: center;">第 1 個人 個人の納税義務者</p> <p>1 法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号の配偶者及び<u>同項第 8 号</u>の親族とは、民法の規定するところに従い、配偶者並びに 6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいうものであり、いわゆる内縁の配偶者はこれに含まれないものであること。</p> <p>また、法第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号の夫、離婚及び婚姻並びに同項第 1 2 号の妻、離婚及び婚姻とはそれぞれ民法の規定するところによるものであること。</p> <p>ただし、当分の間、法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号の規定による非課税の範囲を認定する場合において寡婦であるかどうかの判定に当たっては、その者が太平洋戦争終結前に元の陸海軍に属していた者（戦死若しくは戦病死した者又は引き続いて生死が明らかでない者に限る。）と死亡当時又は太平洋戦争終結当時内縁関係にあった場合は、寡婦として取り扱うものとする。こと。（法 2 9 2 ① VII・<u>VIII</u>・XI・XII・2 9 5 ① II）</p> <p>2 法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号又は<u>第 8 号</u>に掲げる<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族の認定に当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1）課税の特例の対象となる肉用牛の売却による事業所得を有する者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族に該当するかどうかの判定は、当該所得と他の所得との合計額について行うものであること。（法附則 6 ④・⑤）</p> <p>（2）法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する「里親に委託された児童」は、扶養親族に該当するかどうかを判定すべき時の現況において _____ 年齢が 1 8 歳未満の者に限られるものであること。（法 <u>2 9 2 ① VIII</u>）</p>

4 当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課税しないものであることに留意すること。（法附則3の3④・⑤）

## 第2節 課税標準及び税率

### 第3 課税標準

16の3 法第313条第13項又は第15項の規定の適用に当たっては、法第317条の2第1項の規定による申告書及び法第317条の3第1項に規定する確定申告書（その提出が法第317条の2第1項の規定による申告書の提出とみなされるものに限る。）のいずれもが提出された場合には、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定するものであること。（法313⑬・⑮）

### 第4 税率及び税額の計算

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（（3）から（7）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合におい

4 当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課税しないものであることに留意すること。（法附則3の3④・⑤）

## 第2節 課税標準及び税率

### 第3 課税標準

16の3 法第313条第13項又は第15項の規定の適用に当たっては、法第317条の2第1項の規定による申告書及び法第317条の3第1項に規定する確定申告書（その提出が法第317条の2第1項の規定による申告書の提出とみなされるものに限る。）のいずれもが提出された場合には、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定するものであること。（法313⑬・⑮）

### 第4 税率及び税額の計算

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（（3）から（7）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に相当する金額を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合におい

て、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(7) 略

**24の2** 法第314条の7第1項第4号の規定に基づく寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。（法314の7③）

(3)及び(4) 略

**24の7** ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）を参照されたいこと。

て、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(7) 略

**24の2** 法第314条の7第1項第4号の規定に基づく寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。（法314の7③）

(3)及び(4) 略

**24の7** ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・ 「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

② 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努め

25 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額（当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額）並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の24）を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

なお、所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかつた額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するものであるが、この場合において控除することができなかつた額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から

ること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

25 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額（当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあつては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額）並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

なお、所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかつた額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するものであるが、この場合において控除することができなかつた額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から

順次控除を行うものであること。（法314の8、令48の9の2）

25の2 法第314条の9の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 市町村は、所得割の納税義務者が、法第313条第13項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について道府県民税配当割額（以下この項において「配当割額」という。）を課された場合又は同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について道府県民税株式等譲渡所得割額（以下この項において「株式等譲渡所得割額」という。）を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者に係る所得割の額から控除するものであること。（法314の9①）

(2)～(7) 略

### 第3節 申告制度

30 法第294条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に法第317条の2第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなし、当該確定申告書に記載された事項のうち同条第1項各号に掲げる事項に相当するものは、同項から同条第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなすものであること。ただし、当該確定申告書が政府に提出された日前に同条第1項から第4項までの規定による申告書が市町村に提出された場合は、この限りでないこととされていること。また、この場合における国と地方公共団体との税務行政運営上の協力については、別途「所得税の確定申告書を提出した者について個人事業税及び個人住民税の申告書を提出したものとみなすこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について」（昭和41年12月2日自治市第71号）により行うものであること。（法317の3）

31の2 給与所得者の扶養親族報告書については、次の諸点に留意すること。（法

順次控除を行うものであること。（法314の8、令48の9の2）

25の2 法第314条の9の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 市町村は、所得割の納税義務者が、法第313条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について道府県民税配当割額（以下この項において「配当割額」という。）を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について道府県民税株式等譲渡所得割額（以下この項において「株式等譲渡所得割額」という。）を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者に係る所得割の額から控除するものであること。（法314の9①）

(2)～(7) 略

### 第3節 申告制度

30 法第294条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に法第317条の2第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなし、当該確定申告書に記載された事項のうち同項各号に掲げる事項に相当するものは、同項の規定による申告書に記載されたものとみなすものであること。ただし、当該確定申告書が政府に提出された日前に法第317条の2第1項から第4項までの規定による申告書が市町村に提出された場合は、この限りでないこととされていること。また、この場合における国と地方公共団体との税務行政運営上の協力については、別途「所得税の確定申告書を提出した者について個人事業税及び個人住民税の申告書を提出したものとみなすこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について」（昭和41年12月2日自治市第71号）により行うものであること。（法317の3）

31の2 給与所得者の扶養親族報告書については、次の諸点に留意すること。（法

\_\_317の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

**31の3** 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第7項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と

第317の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第4項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

**31の3** 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法第317条の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第3項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と

一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(6) 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 略

#### 第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び\_\_\_\_\_売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第3項に規定する中小企業者等をいう。以下45及び45の2\_\_\_\_\_において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法42の4、法附則8①・②）

(5)及び(6) 略

(7) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の11の

一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(6) 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第5項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 略

#### 第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者等をいう。以下45、45の2及び45の4\_\_\_\_\_において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法42の4、法附則8①\_\_\_\_\_）

(5)及び(6) 略



2②・⑤・⑥、法附則8⑤)

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除  
(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の3②・⑤・⑥、法附  
則8⑦)

(9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小  
企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑨・⑩)

(10) 略

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に  
係るものを除く。)(措置法42の12の5、法附則8⑬)

45の2 45(4)、(7)、(8)、(9)及び(11)における中小企業者等であるかどう  
かの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(4)、(9)及び(11)における中小企業者等に該当する法人である  
かどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、そ  
の取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定する  
ものとする。

(3) 法人が45(8)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、そ  
の取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定する  
ものとする。

45の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項  
の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には  
、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法  
人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第  
81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除  
(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附  
則8③)

(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小  
企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑤・⑦)

(9) 略

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に  
係るものを除く。)(措置法42の12の4、法附則8⑩)

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係  
るものを除く。)(措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑭)

45の2 45(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小企業者等であるかどう  
かの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(4)、(8)及び(10)における中小企業者等に該当する法人である  
かどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、そ  
の取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定する  
ものとする。

(3) 法人が45(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、そ  
の取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定する  
ものとする。

45の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項  
の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあって  
は、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法  
人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第  
81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額

がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法292①ⅣのⅢ)

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び\_\_\_\_\_売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除(法附則第8条第3項に規定する中小連結親法人等(以下45の4及び45の6において「中小連結親法人等」という。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法68の9、法附則8③・④)

(5)及び(6) 略

(7) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の14の3②・④・⑥・⑦、法附則8⑥)

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15②・④・⑥・⑦、法附則8⑧)

(9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の2、法附則8⑩・⑫)

(10) 略

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の6、法附則8⑭)

45の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に

がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。(法292①ⅣのⅢ)

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除(法附則第8条第2項に規定する中小連結親法人等(以下45の4及び45の6において「中小連結親法人等」という。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法68の9、法附則8②\_\_\_\_\_)

(5)及び(6) 略

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15②・⑤・⑥\_\_\_\_\_、法附則8④)

(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の2、法附則8⑥・⑧)

(9) 略

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の5、法附則8⑩)

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小連結親法人等に係るものを除く。)(措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則8⑫\_\_\_\_\_)

45の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に

係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。(法292①IVのIV、令45の3)

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額(措置法68の11⑤)

(3)及び(4) 略

(5) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額(措置法68の15の5⑤)

(6) 略

(7) 土地譲渡利益金額に対する法人税額(措置法68の68①・⑨・68の69①)

45の6 45の4(4)、(7)、(8)、(9)及び(11)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45の4(4)、(9)及び(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(3) 法人が45の4(8) \_\_\_\_\_ における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。(法292①IVのIV、令45の3)

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額(措置法68の11⑦)

(3)及び(4) 略

(5) 略

(6) 土地譲渡利益金額に対する法人税額(措置法68の68①・⑧・68の69①)

45の6 45の4(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45の4(4) \_\_\_\_\_ における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が45の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等 \_\_\_\_\_ を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が45の4(8) 及び(10)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時 \_\_\_\_\_ の現況によって判定するものとする。

(4) 法人が45の4(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

47 法人の均等割の税率の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 税率の適用区分の基準である資本金等の額は、予定申告書を提出する場合には\_\_\_\_\_、当該予定申告書に係る算定期間の開始の日の前日（合併により設立された法人がその設立後における最初の予定申告書を提出する場合には\_\_\_\_\_、設立の日）現在の資本金等の額によるものであること。（法312⑥、令48の2）

(2)及び(3) 略

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項

47 法人の均等割の税率の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 税率の適用区分の基準である資本金等の額は、予定申告書を提出する場合にあつては、当該予定申告書に係る算定期間の開始の日の前日（合併により設立された法人がその設立後における最初の予定申告書を提出する場合にあつては、設立の日）現在の資本金等の額によるものであること。（法312⑤、令48の2）

(2)及び(3) 略

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_

、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法321の8②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の4)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法321の8②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第7項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項\_\_\_\_\_、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の4)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔）

(1)～(7) 略

(8) 令第48条の13第21項に規定する所得等申告法人（以下(8)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令48の13㉔～㉕）

ア及びイ 略

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔）

(1)～(7) 略

(8) 令第48条の13第22項に規定する所得等申告法人（以下(8)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令48の13㉔～㉕）

ア及びイ 略

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の

13第8項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第30項及び規則第10条の2の4第1項の規定により補正することとされているものであること。（令48の13㉔・則10の2の4①）

(10) 法第321条の8第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の4第4項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。（令48の13㉔・則10の2の4④）

53 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下53において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔・㉕～㉗）

(1)～(5) 略

54 市町村は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔～㉖・㉘）

(1)～(3) 略

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第26項から第28

13第8項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第10条の2の4\_\_\_\_\_の規定により補正することとされているものであること。（令48の13\_\_\_\_\_）

(10) 法第321条の8第24項の規定による法人税等の額の控除に関する規定は、令第48条の13第31項の規定の定めるところにより申告に係る控除に関して記載された金額を限度として適用するものであること。

53 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下53において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。）の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔・㉕～㉗）

(1)～(5) 略

54 市町村は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔～㉖・㉘）

(1)～(3) 略

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第26項から第28

項までに規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法321の8㉨)

(5) 略

54の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下54の2において同じ。)若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下54の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出事業年度」という。)又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下54の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第7項から第12項までの規定による控除(以下54の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

項までに規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法321の8㉩)

(5) 略

54の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下54の2において同じ。)若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結親法人をいい、同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の2において同じ。)が、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下54の2において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出事業年度」という。)又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下54の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第7項から第12項までの規定による控除(以下54の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略



(2) 特定寄附金税額控除は、法第321条の8第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額からのみ行うものであること。（法附則8の2の2⑦・⑨）

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法附則8の2の2⑫）

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2⑦・⑨）

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第

(2) 特定寄附金税額控除は、法第321条の8第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額からのみ行うものであること。\_\_\_\_\_

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。\_\_\_\_\_

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15を乗じた額\_\_\_\_\_とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。\_\_\_\_\_

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書 \_\_\_\_\_に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省

20号の5様式及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により交付する書類の写しの添付がある場合に限ること。また、(3)の控除額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。（法附則8の2の2⑧・⑩

）

56の3 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合には、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ9年間に限って控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8⑫・⑮）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額

令で定める書類及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類

の添付がある場合に限ること。また

、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額が(3)の控除額の計算の基礎となること。

56の3 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定によつて欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ9年間に限って控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8⑫・⑮）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度）に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額

のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。)に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税について、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。(法321の8⑬・⑯)

(2)及び(3) 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12)

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 略

(3) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人

のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度\_\_\_\_\_に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税について、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。(法321の8⑬・⑯)

(2)及び(3) 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12)

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 略

(3) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人

税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(4) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

#### 第6節 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

72 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、総合課税の適用を受けた場合には、他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2⑥）

#### 第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3⑧）

#### 第8節 譲渡所得の課税の特例

税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(4) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

#### 第6節 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

72 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の3 \_\_\_\_\_ に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、総合課税の適用を受けた場合には、他の特定上場株式等 \_\_\_\_\_ に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2⑥）

#### 第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3⑧）

#### 第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡所得金額の100分の3 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とされているものであること。(法附則34④)

(3)～(5) 略

78 短期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 短期譲渡所得に係る所得割の額は、短期譲渡所得の金額に係る課税短期譲渡所得金額の100分の5.4 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2) に相当する金額とされているが、課税短期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の短期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第32条第1項の短期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。(法附則35⑤)

(3) 短期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が国又は地方公共団体等に対する譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税短期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、当該課税短期譲渡所得金額の100分の3 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) に軽減されているものであること。(法附則35⑦)

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡所得金額の100分の3 \_\_\_\_\_ に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とされているものであること。(法附則34④)

(3)～(5) 略

78 短期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 短期譲渡所得に係る所得割の額は、短期譲渡所得の金額に係る課税短期譲渡所得金額の100分の5.4 \_\_\_\_\_ に相当する金額とされているが、課税短期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の短期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第32条第1項の短期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。(法附則35⑤)

(3) 短期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が国又は地方公共団体等に対する譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税短期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、当該課税短期譲渡所得金額の100分の3 \_\_\_\_\_ に軽減されているものであること。(法附則35⑦)

)

(4) 略

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第5項の政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。79の3(1)において同じ。)の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

79の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2の2第5項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2) 略

(3) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、法第313条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けない場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外し

)

(4) 略

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第5項の政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3 \_\_\_\_\_ に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定(租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。79の3(1)において同じ。)の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

79の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2の2第5項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3 \_\_\_\_\_ に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2) 略

(3) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、法第32条第15項の規定に適用がある \_\_\_\_\_ 場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外し

て算定するものであること。(法313⑭)

(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6⑮)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第16項の規定により順次控除するものであること。

#### 第10節 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例

80 当分の間、先物取引に係る雑所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の4第4項の政令で定めるところにより計算した金額に係る先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の3(所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

### 第3章 固定資産税

#### 第2節 課税標準、税率及び免税点

##### 第1 課税標準及びその特例

20 (1) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例における「敷地の用に供されている土地」とは、特例対象となる家屋を維持し又はその効用を果すために使用されている1画地の土地で賦課期日現在において当該家屋の存するもの又はその上に既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建設中であるものをいうものであること。

て算定するものであること。(法313⑭)

(4) 略

(5) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6⑯)

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第16項の規定により順次控除するものであること。

#### 第10節 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例

80 当分の間、先物取引に係る雑所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の4第4項の政令で定めるところにより計算した金額に係る先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の3 \_\_\_\_\_に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

### 第3章 固定資産税

#### 第2節 課税標準、税率及び免税点

##### 第1 課税標準及びその特例

20 (1) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例における「敷地の用に供されている土地」とは、特例対象となる家屋を維持し又はその効用を果すために使用されている1画地の土地で賦課期日現在において当該家屋の存するもの又はその上に既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建設中であるものをいうものであること。

この既存の家屋 \_\_\_\_\_ に代えてこれらの家屋が建設中である土地の具体的な取扱いについては、別途「住宅建替え中の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税について」（平成6年2月22日付自治固第17号）を参照とされたいこと。なお、既存の家屋に代えて新たな家屋を建築している土地については、原則として、当該家屋の建設が当該年度に係る賦課期日において着手されており、かつ当該家屋が当該年度の翌年度に係る賦課期日までに完成する必要があるが、当該翌年度に係る賦課期日において、当該土地において適当と認められる工事予定期間を定めて当該家屋の建設工事が現に進行中であることが客観的に見て取れる状況である場合にはこの限りではないこと。（法349の3の2①）

(2) 略

### 第3節 賦課徴収

30 (1) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分（以下(1)及び(2)において「専有部分」という。）の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）に対して課する固定資産税については、区分所有に係る家屋の各部分を個別に評価することが著しく困難であり、また、連帯納税義務を課することも必ずしも適当でないと考えられるので、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該区分所有に係る家屋を1棟の建物として評価し、これに基づき算定される固定資産税額を、当該区分所有に係る家屋の建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）が、 \_\_\_\_\_ 同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項（仕上部分の程度））について著しい差違がある場合には \_\_\_\_\_、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正し

なお、この既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建設中である土地の具体的な取扱いに当たっては、別途「住宅建替え中の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税について」（平成6年2月22日付自治固第17号）を参照されたいこと。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（法349の3の2①）

(2) 略

### 第3節 賦課徴収

30 建物の区分所有等に関する法律 \_\_\_\_\_ 第2条第3項の専有部分 \_\_\_\_\_ の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）に対して課する固定資産税については、区分所有に係る家屋の各部分を個別に評価することが著しく困難であり、また、連帯納税義務を課することも必ずしも適当でないと考えられるので、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該家屋 \_\_\_\_\_ を1棟の建物として評価し、これに基づき算定される固定資産税額を、当該家屋 \_\_\_\_\_ の建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）が、当該区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る同法第14条第1項から第3項までの規定による割合 \_\_\_\_\_（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等 \_\_\_\_\_）について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正し



た割合)により按分した額を、当該区分所有者の当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税として納付する義務を負うこととしたものであること。

(法352①)

(2) 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)

第20条第1項第1号に規定する建築物(高さが60メートルを超える建築物)であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下(2)において「居住用超高層建築物」という。)に対して課する固定資産税については、居住用超高層建築物の各部分を個別に評価することが著しく困難であり、また、連帯納税義務を課することも必ずしも適当でないと考えられるので、法第10条の2第1項及び(1)の規定にかかわらず、当該居住用超高層建築物を1棟の建物として評価し、これに基づき算定される固定資産税額を、当該居住用超高層建築物の区分所有者が、次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項(仕上部分の程度)について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)により按分した額を、当該各区分所有者の当該居住用超高層建築物に係る固定資産税として納付する義務を負うこととしたものであること。

ア 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。))で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。イにおいて同じ。))を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

た割合)によって按分した額を、当該区分所有者の当該家屋  
\_\_に係る固定資産税として納付する義務を負うこととしたものであること。

(法352\_\_)

イ アに掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積（法352②

）

（3）市町村は、法第364条第2項の規定に基づき、納税義務者ごとに納税通知書に課税標準額を記載する必要があるが、区分所有に係る家屋については、当該区分所有に係る家屋1棟の課税標準額が存在するのみであることに鑑み、各区分所有者の納税通知書の課税標準額の記載に関しては市町村において適宜対応すること。

#### 第4章 軽自動車税

##### 第4節 軽自動車税の特例

33 平成29年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第6項から第8項までの特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については平成30年度分の軽自動車税に、平成30年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については平成31年度分の軽自動車税に適用されることに留意すること。（法附則30⑥～⑧）

#### 第7章 特別土地保有税

##### 第3節 申告納付等

###### 第1 納税義務の免除等

15 法第601条第1項、第602条第1項又は第603条の2の2第1項の規定による納税義務の免除を受けるため、その取得した、又は所有する土地について非課税土地として使用すること、法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡（以

#### 第4章 軽自動車税

##### 第4節 軽自動車税の特例

33 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに係る平成29年度分の軽自動車税については、法附則第30条第1項から第3項までの規定により読み替えられた法第444条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。したがって、平成28年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車についても、排出ガス性能等を求めるため、窒素酸化物の排出量及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率等を把握する必要があること。なお、平成28年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車にかかる上記の特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））については、平成28年度分ではなく平成29年度分の軽自動車税に適用されること。（法附則30③・④・⑤）

#### 第7章 特別土地保有税

##### 第3節 申告納付等

###### 第1 納税義務の免除等

15 法第601条第1項、第602条第1項又は第603条の2の2第1項の規定による納税義務の免除を受けるため、その取得した、又は所有する土地について非課税土地として使用すること、法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡（以

下「特例譲渡」という。)をすること又は免除土地として使用することにつき市町村長の認定を受けようとする土地の所有者等は、非課税土地認定申請書、特例譲渡認定申請書又は免除土地認定申請書及び事業計画書を市町村長に提出する際には、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付しなければならないが、この場合において「事実を証する書類」とは、例えば次に掲げる申請書の区分に応じ、それぞれに掲げるような書類をいうものであり、これらの書類を必要に応じて適宜添付させること。(法601①・602①・603の2の2①、令54の42①・54の45⑧・54の48の2①、則16の20①・16の22の2①・16の23の2)

- (1) 非課税土地認定申請書 当該土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は計画の承認を受けた旨を証する書類、当該土地に設置すべき建築物の建築に係る建築基準法\_\_\_\_\_第6条に基づく確認通知書の写し、当該土地に係る事業計画書、当該土地に設置すべき施設に係る工事施行計画書等  
(2)～(7) 略

## 第9章 目的税

### 3 事業所税に関する事項

- (1)～(6) 略  
(7) 課税標準の特例  
ア 略  
イ 法第七百一条の四十一第一項及び第二項に規定する場合において、これらの規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定については、(5)オと同様であること。(法701の41③)  
(8)～(9) 略

### 7 国民健康保険税に関する事項

- (1) 略  
(2) 一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部

下「特例譲渡」という。)をすること又は免除土地として使用することにつき市町村長の認定を受けようとする土地の所有者等は、非課税土地認定申請書、特例譲渡認定申請書又は免除土地認定申請書及び事業計画書を市町村長に提出する際には、当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付しなければならないが、この場合において「事実を証する書類」とは、例えば次に掲げる申請書の区分に応じ、それぞれに掲げるような書類をいうものであり、これらの書類を必要に応じて適宜添付させること。(法601①・602①・603の2の2①、令54の42①・54の45⑧・54の48の2①、則16の20①・16の22の2①・16の23の2)

- (1) 非課税土地認定申請書 当該土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は計画の承認を受けた旨を証する書類、当該土地に設置すべき建築物の建築に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に基づく確認通知書の写し、当該土地に係る事業計画書、当該土地に設置すべき施設に係る工事施行計画書等  
(2)～(7) 略

## 第9章 目的税

### 3 事業所税に関する事項

- (1)～(6) 略  
(7) 課税標準の特例  
ア 略  
イ 法第七百一条の四十一第一項及び第二項に規定する場合において、これらの規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定については、(5)ウと同様であること。(法701の41③)  
(8)～(9) 略

### 7 国民健康保険税に関する事項

- (1) 略  
(2) 一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部

事務組合又は広域連合に加入している市町村が、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用

\_\_\_\_\_に充てるため、国民健康保険税を課することができるものであること。（法703の4①）

(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額及び標準後期高齢者支援金等課税総額並びに標準介護納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。（法703の4③・⑫・⑯）

なお、国民健康保険法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村における退職被保険者等（同項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）に係る基礎課税額は、一般被保険者（退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう。）に係る基礎課税額の算定に用いられた率又は額と同じ率又は額を用いて算定するものであること。（法附則38の2①）

(5)～(8) 略

該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村が、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金に充てるため、国民健康保険税を課することができるものであること。（法703の4①）

(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額及び標準後期高齢者支援金等課税総額並びに標準介護納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。（法703の4③・⑫・⑯）

なお、国民健康保険法附則第7条\_\_\_\_\_に規定する退職被保険者等所属市町村における退職被保険者等（同条に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）に係る基礎課税額は、一般被保険者（退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう。）に係る基礎課税額の算定に用いられた率又は額と同じ率又は額を用いて算定するものであること。（法附則38の2\_\_\_\_\_）

(5)～(8) 略